

改正

平成9年6月18日条例第9号
平成12年3月21日条例第4号
平成12年12月22日条例第33号
平成15年3月18日条例第9号
平成18年9月21日条例第27号
平成20年3月17日条例第15号
平成20年9月17日条例第31号
平成24年3月15日条例第7号
平成27年3月18日条例第18号

占冠村子育て支援医療給付に関する条例

占冠村乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和47年占冠村条例第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児及び児童生徒にかかる医療費を助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を進めるとともに、乳幼児及び児童生徒の健やかな成長を支援するために医療費の軽減を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「乳幼児及び児童生徒」とは、満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（以下「乳幼児等」という。）をいう。
- （2）「保護者」とは、乳幼児及び児童生徒の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児及び児童生徒を監護する者をいう。
- （3）「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）
- （4）「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- （5）「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- （6）「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- （7）「附加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法

の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ村の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児及び児童生徒とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児及び児童生徒
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児及び児童生徒

(受給資格者の認定)

第4条 保護者は、村長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

- 2 村長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは申請者に受給者証を交付しなければならない。

(受給期間)

第5条 受給期間は、受給資格要件を満たすこととなった日から満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までとする。

(助成の範囲)

第6条 村長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であって、村の区域内に住所を有する世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯を除く。）に属する乳幼児及び児童生徒にかかる医療費から基本利用料及び食事療養標準負担額並びに附加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を、保護者に対して助成する。

- 2 前項の規定による本村が助成する額は、入院、入院外及び指定訪問看護にかかる助成額とする。
- 3 村長は、第2条第5項に規定する基本利用料の額が規定で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(助成の申請及び申請期間)

第7条 前条の助成は、保護者からの申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内とする。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があったときは、保護者はその旨をすみやかに村長に届出なければならない。

(助成金の返還)

第9条 村長は、偽りその他不正な行為により、第6条に定める助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の占冠村乳幼児医療費の助成に関する条例の適用をうけるものについては、なお従前の例による。

(標準負担額に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43

条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額) 」とする。

附 則 (平成9年6月18日条例第9号)

この条例は、平成9年8月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日条例第33号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日条例第9号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月21日条例第27号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月17日条例第15号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月17日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の占冠村子育て支援医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年10月1日以後の乳幼児及び児童の医療費について適用し、同日前の乳幼児医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月15日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日条例第18号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。